

公共工事設計労務単価表

(令和3年3月1日改定)

島 根 県

公共工事設計労務単価表について

1. 適用年月日 令和3年3月1日適用

公共工事設計労務単価(鳥根県)
令和3年3月1日改定

職 種 名	設計労務単価(円)	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	19,000	0.808	0.126	0.136	0.025
普通作業員	16,200	0.867	0.135	0.146	0.027
軽作業員	13,300	0.907	0.142	0.153	0.028
造園工	18,400	0.771	0.120	0.130	0.024
法面工	21,800	0.806	0.126	0.136	0.025
とび工	21,700	0.870	0.136	0.147	0.027
石工	27,900	0.871	0.136	0.147	0.027
ブロック工	19,900	0.843	0.132	0.142	0.026
電工	18,900	0.725	0.113	0.122	0.023
鉄筋工	20,800	0.884	0.138	0.149	0.028
鉄骨工	20,000	0.799	0.125	0.135	0.025
塗装工	20,100	0.831	0.130	0.140	0.026
溶接工	21,400	0.823	0.129	0.139	0.026
運転手(特殊)	18,800	0.815	0.127	0.138	0.025
運転手(一般)	15,800	0.842	0.132	0.142	0.026
潜かん工	30,900	0.957	0.150	0.161	0.030
潜かん世話役	36,600	0.960	0.150	0.162	0.030
さく岩工	25,400	0.758	0.118	0.128	0.024
トンネル特殊工	36,100	0.954	0.149	0.161	0.030
トンネル作業員	25,300	0.907	0.142	0.153	0.028
トンネル世話役	39,100	0.926	0.145	0.156	0.029
橋りょう特殊工	26,300	0.859	0.134	0.145	0.027
橋りょう塗装工	27,200	0.889	0.139	0.150	0.028
橋りょう世話役	30,200	0.775	0.121	0.131	0.024
土木一般世話役	20,400	0.786	0.123	0.133	0.025
高級船員	25,500	0.697	0.109	0.118	0.022
普通船員	20,400	0.706	0.110	0.119	0.022
潜水士	37,200	0.811	0.127	0.137	0.025
潜水連絡員	29,600	0.878	0.137	0.148	0.027
潜水送気員	27,400	0.886	0.138	0.150	0.028
山林砂防工	*	0.815	0.127	0.138	0.025
軌道工	27,500	0.871	0.136	0.147	0.027
型わく工	21,000	0.906	0.142	0.153	0.028
大工	21,900	0.868	0.136	0.146	0.027
左官	19,900	0.863	0.135	0.146	0.027
配管工	18,700	0.752	0.118	0.127	0.024
はつり工	21,800	0.860	0.134	0.145	0.027
防水工	22,100	0.790	0.123	0.133	0.025
板金工	21,700	0.789	0.123	0.133	0.025
タイル工	21,800	0.819	0.128	0.138	0.026
サッシ工	20,000	0.790	0.123	0.133	0.025
屋根ふき工	22,900	-	-	-	-
内装工	21,800	0.795	0.124	0.134	0.025
ガラス工	21,400	0.780	0.122	0.132	0.024
建具工	17,900	0.812	0.127	0.137	0.025
ダクト工	19,300	0.733	0.115	0.124	0.023
保温工	20,600	0.762	0.119	0.129	0.024
建築ブロック工	17,700	-	-	-	-
設備機械工	20,800	0.741	0.116	0.125	0.023
交通誘導警備員A	14,100	0.862	0.135	0.145	0.027
交通誘導警備員B	12,000	0.908	0.142	0.153	0.028

注1) 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4) 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
電気通信技術者	31,900	0.640
電気通信技術員	21,500	0.640

注1)本単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

注5)法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種 名	基準日額(円)	割増対象賃金比 (A)
点検技術者	32,100	0.650
点検技術員	24,700	0.650

注1)本単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)が含まれている。

職 種 名	標準賃金(円/日)	割増対象賃金比 (A)
機械設備製作工	25,400	-
機械設備据付工	24,400	0.661

注1)機械設備製作工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等からなる。また、製作原価以外では適用出来ない。

注2)機械設備据付工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与からなる。なお、退職金等は含まれない。